

細胞検査士委員会および細胞検査士資格更新審査委員会からのお知らせ
細胞検査士資格更新実務に関する施行細則の変更について

細胞検査士委員会委員長 越川 卓
細胞検査士資格更新審査委員会委員長 広岡保明

平成 27 年度より細胞検査士資格更新実務に関する施行細則の一部が変更されましたので、変更の要点についてお知らせいたします。

細胞検査士資格更新実務に関する施行細則 単位の内容 第 2 項 c に下線の但し書きが追加され、都道府県の地域連携組織に所属することによって取得できる 25 単位は 1 組織に限られることになりました。複数の地域連携組織に所属した場合でも取得できる単位は 1 年間に 25 単位だけということであります。また、同第 2 項 d の 1) a を下線のように修正しました。これにより、細胞診研修会の企画・実施にあたっては正会員 2 名の関与が必要となりました。ただし、現状では正会員の細胞検査士数が十分ではないため平成 29 年 3 月までは 2 名のうち 1 名が正会員であれば良いとして 2 年間の猶予期間を設けておりますので、当面はこれまでと変わりありません。研修会の企画・実施に関与する細胞検査士が正会員ではない場合、平成 29 年 3 月までに正会員になっていただければ結構です。

細胞検査士資格更新実務に関する施行細則（抜粋）

単位の内容

第 2 項 学会並びに細胞診研修会参加単位

- a 省略
- b 省略
- c 本法人の認定する地域連携組織（都道府県）の会員となり、地域活動に積極的に貢献した場合 1 年間 25 単位 （ただし、単位を申請できる地域連携組織は 1 組織に限る）
- d その他の研修活動の単位については、主催者が研修会の年月日、時間、場所、カリキュラム、細胞診専門医名、スタッフ名などについてあらかじめ細胞検査士資格更新審査委員会に書類を提出する。細胞検査士資格更新審査委員会はこれに基づいて以下の基準に従い単位を決定し通知する。

1) a 細胞診専門医または細胞検査士の資格取得後 5 年以上経過した正会員 2 名以上が研修会の企画および実施に関与すること。（ただし、平成 29 年 3 月末までは 2 名のうち 1 名が正会員であればよいものとする）

b プログラムは 2 時間以上、半日（3 時間以上）、および全日であること。

以下、省略